14番(小柳義和君)〔登壇〕

おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、私、小柳の一般質問を始めさせていただきます。一般質問の最終日の最初であれ、私なりに気合いを入れて発言をさせていただきます。武雄市の病院で入院患者の男性が誤って射殺された事件で、犠牲になられた方には、心より御冥福をお祈り申し上げます。犯人は逮捕されたものの、いまだに未解決で後遺症が残っている次第であります。

去る11月24日には、午後9時半ごろ山内町で家屋全焼の火災が発生いたしました。私も、隣の町で何もお助けができませんが、現場に駆けつけた一人です。住民の皆様を初め、警察署、消防署の方々とともに、市の吉原消防団長を先頭に密な連携で、消防団の方々が午後11時ごろに見事鎮火させることに成功されました。厚くお礼を申し上げ、被災を受けられた方には心より御見舞い申し上げます。

平成19年も残すところ 2 週間余り。全国的に、社会に衝撃を与えたり、無責任さに怒りが 込み上げたり、国の将来を考えさせられたりしたこの 1 年であり、いろんな暗いニュースば かりがありました。 4 月に起こった長崎市長が選挙運動中に射殺される事件、能登沖、中越 沖、震度 6 強の地震で原発の安全性の疑問、政治・行政分野では消えた年金で社会保険庁へ の怒りの沸騰、政治と金問題で松岡農相の自殺、安倍首相が突然の退陣、参議院議員選挙で 自民党が惨敗、それに生じてねじれ国会、守屋前次官の収賄で逮捕、現在、捜査は進行中で ありますけれども。そして不二家、白い恋人、赤福、船場吉兆の食品偽装の発覚、国民の皆 様が怒りを感じることばかりでした。

では、ここで本論である私の一般質問に移らせていただきます。

第1に、いまだに悩み、解決に手間取っておられる農政に関する農地・水・環境保全向上対策について質問をし、保護者の悩みである通学区域外通学を第2とし、そして第3とし、今後10年間、平成19年から平成28年までの、武雄市総合計画基本構想のうちから抜粋し、特に、武内町民が関心があられる、松浦川、県道、バス路線について質問をいたします。

では早速ですけれども、農地・水・環境保全についてお聞きいたします。今年度4月より、この制度がスタートいたしましたが、まず、この制度とはどのようなものか。農地・水・環境保全対策とはどのようなものかを、1番最初に質問をいたしまして答弁を求めます。

議長(杉原豊喜君)

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

おはようございます。それではお答えしたいと思います。平成19年度から5カ年の計画で始まりました、この農地・水・環境保全対策でございますが、これについては国の農業政策の大幅な変更ということで、それの一環でございます。最近、農地の放棄地が広がっているということ、地域ぐるみで農地を守っていこうということで、こういう制度が発足をおりま

す。そういうことで、今までは農業者だけで農地、水路等を守っていたわけですが、今後は、 地域総出でこういう取り組みをして、自分たちの地域は自分たちで守っていこうというのが この制度でございます。

議長(杉原豊喜君)

14番小栁議員

14番(小柳義和君)〔登壇〕

核心に触れる前に、部長にちょっとお尋ねいたしますけれども、10日の小池議員の質問において、この農地・水・環境保全については74の組織がありますと。そして、現在までにトラブルが発生しておりませんというふうな発言をされました。本当にトラブルがなかったということには、私は疑問を持つわけでございます。

実例を申し上げますと、6月の災害において、ある農道が陥没したわけでございます。そこで、早速地元の区長さんは、市のほうに「このように陥没をいたしましたからどうかよろしくお願いします」と、このようなことを言っておられます。市のほうのお答えが、「これこそこの農地・水・環境保全の対策事業でしてください」と、「400千円以下でございますので、この事業でしてください」というふうなことでございます。そのようなことが発生をいたしまして、地区としても何回もその件、またいろんなことについて会議をなされております。そこで意見がいろいろとあるわけでございます。この農地・水・環境保全は、計画どおりしなさいと、しかし、災害というものは、いつ起こるかわからないと、この事業も、農地・水・環境保全でしなさいと、それで計画どおりできないじゃないかという悩み、このようなことも、一字一句、区長さんは行政のほうに連絡をとっておられます。その後もまた地区は会議をされておられますけれども、なかなかその問題が解決しないというようなことで、部長のほうにはトラブルとしては上がっていないかもわかりませんが、市の職員の皆様方には、こういうふうなトラブルがあっておりますということが、あっておるんです。

そのようなことで、部長のトラブルがないという発言について、部長の見解を求めたいと 思います。

議長(杉原豊喜君)

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

先ほどのお尋ねの件でございますが、私のほうにはまだ上がっておりませんが、課長までには上がっているようでございますので、一応中身については、私も確認をして対処したいと考えております。そういうことで、災害等が発生した場合については、とにかく補助がとれる分については補助で対応していくということで、それがとれない場合については、先ほどのこの事業、あるいは市の単独事業等で対処をしたいというふうに考えております。

議長(杉原豊喜君)

14番小栁議員

14番(小栁義和君)〔登壇〕

補助がとれない場合は単独事業でいたしますとお答えだと思います。それでは、この農地・水・環境保全について、その組織をつくり上げるに当たって、関係者の皆様方は本当にこの組織づくり、それから規約作成、あるいは活動計画作成には長期にわたり時間を費やし、一汗も二汗もかかれて大変であったと聞いております。

この制度は、農地面積に応じて支援が受けられ、支援金として、水田においては10アール当たり4,400円、畑においては2,800円、そして草地においては400円の支援があり、その内訳とし、水田の場合は国が半分の2,200円、県が4分の1の1,100円、市が1,100円で合計の4,400円になるということは、私も説明を受けております。私がわからないのは、支援金交付金がその組織によって、大きい組織は3,000千円、あるいは2,000千円も補助金があるでしょう。小さい組織には600千円、あるいは700千円の補助金があると聞いております。また、この制度に加入されていない地域もあるかと考えられます。

そこで市の説明では、この事業は、私が会派室で指導を受けたときには計画どおりしなさいと。それから既存事業はだめですよと、そして、1事業に支援金丸投げはだめですよと。 交付金及び補助金の繰り越しはだめです。このように私は説明を受けたつもりですけれども、その後いろいろと変わりまして、今では実施してよいものもあるそうです。その件についてどうなっているか。そして、この制度に加入されていない地区はどのように対応されているかということと、先ほど申し上げましたけれども、計画どおりとか、それから補助金の繰り越しはだめですよというふうなことで聞いておりますが、私の頭の中でも迷うところいっぱいありますので、どうか住民の皆様に詳しくお答え願います。

議長(杉原豊喜君)

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

お答えしたいと思います。

この事業はことしから始まった制度でございまして、私も実際4月に営業部のほうに参りまして、4月から6月、7月ぐらいまで毎日何回となく地区の役員さんたちが、うちの担当者と協議されているという光景を見ております。非常に大変な事業だと思います。ここに、補助金の活動の事務のマニュアルがありますけれども、いろんな申請の書類とか、実績報告の書類とかありまして、この中を見ればなかなかこう大変な作業だと考えております。そういうことで、いろんな苦労があったと思います。まず、繰り越しについてはオーケーだということで聞いております。5年間の事業ですから、単年度でできないものが当然ございますので、それについてはオーケーということで聞いております。

それから、事業の丸投げについては国のほうは認めないということで、その丸投げの中で、

一部、例えばどうしてもできないような作業が出てきた場合については、その一部を業者の ほうに頼むということについては認められたようでございます。

それからもう1つは、この事業に加入されていない地区も幾らかございますが、それについては従来どおり、さっき言いましたように市の単独事業等で対処をしていくということになると思います。

それから計画の変更については、当然、変更もあり得るわけですので、それについては、 当然、変更申請もオーケーということで、特に、ことしは1番最初の年ですから、いろんな 最初に計画した中でも変更等があってくると思いますので、それについてはオーケーという ことで考えております。

議長(杉原豊喜君)

14番小栁議員

14番(小栁義和君)〔登壇〕

今、説明を受けまして、繰り越しはいいんですよと、そして計画変更もいいんですよとありますが、ここで補助金の繰り越しはどのくらいまで認めてくれるかということなんですよ。全部繰り越していいのか、あるいは2,000千円の組織のあるところならば少なくとも500千円ぐらいは繰り越していいとか、それは数字的にははっきりは言えないかわかりませんがね、なぜならば、次の事業にかかわる問題も出てくるんですよ。これを繰り越して次の大きな事業に持っていこうかとか、これも、後から老朽化ため池でやはりお尋ねいたしますけれども、そういうものが出てくると思いますので、1年の補助金ならば1年で使い切る、そして、少し残ったとが次の年度に繰り越しをしていいというならば私もわかりますけれども、どのくらいまで残していいのかですね。ちょっとお願いします。

議長(杉原豊喜君)

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

お答えしたいと思います。

先ほど繰り越しはいいということに言いましたが、原則はその年度の分は使い切るとが一番いいわけですが、まだ、年度中途でございますので、まだ3月まで相当期間もございます。そういうことで、例えば2,000千円のうち1,000千円もということはいけないと思いますが、そういう事態があれば、早急にうちの担当のほうに協議をされて、うちのほうも係と協議をしてみたいというふうに考えています。幾らいいとは私もここでは言いきりません。

議長(杉原豊喜君)

14番小栁議員

14番(小柳義和君)〔登壇〕

今、部長の答弁でまだ1年がたっていないのでというふうなことを言われますけれども、

日にちは来年度に向かって進んでおるわけでございます。だから私はその繰り越しということ、来年の3月31日までですか、じゃその次からが新しい事業年度に入るわけですよね。だからその辺をちょっと聞いて、というようなことを私は思いました。

次に、長寿命化の事例として、水路・ため池の施設として長寿命化を図るため、施設の機能診断や共同作業計画の策定を行い、きめ細かな保全管理を実施しなさいと。その項目には、水路の目地詰め、水路表面のコーティング、水路のり面の初期補修などと説明をされております。これは私もわかりますが、老朽化ため池の補修事業にもこの事業で実施しなさいとの説明でした。そこで問題が出てくると思います。

ため池事業は、8,000千円以上のため池老朽化補修については国が2分の1、市、県が4分の1で、受益者負担が入り補修事業ができると県の関係者からも説明を受けております。 8,000千円以上の事業は国対応ができるとなっておりますが、じゃそれでは400千円以下は農地・水・環境保全でしなさいと。そこで、8,000千円以下のため池工事事業が発生したならば、どのような対策あるいはどのような事業の方法でされるのか、お尋ねしたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

ため池の整備につきましては、これはどこでも一緒だと思いますが、老朽化がかなり進んでおるということで、市内のため池406カ所ございますけれども、いろいろ要望等も多く上がっております。そういうことで、先ほどあったように8,000千円以上については国の補助事業であるというわけですけれども、8,000千円以下で2,000千円以上については県の補助事業で対応してやっております。それで、それ以下については市の単独事業あるいは農地・水・環境保全、そこら辺で対処をしていきたいということで、特に補助事業についても箇所数が多いものですから、武雄市の財政事情を見ながら、年何カ所ということで年次計画を立てて事業をやっております。

議長(杉原豊喜君)

14番小栁議員

14番(小栁義和君)〔登壇〕

今、部長の答弁で、8,000千円以下から2,000千円以上は県の事業で対応されるということをお聞きして、私もちょっと胸をなでおろしたところであります。

関連の質問ですけれども、その次に、生活用水路、農道拡幅工事もこの事業でしなさいと 説明を受けておるわけでございます。しかし、生活用水路あるいは農道、農道もクランク型 になっているような農道もあるでしょう、それをある程度直線あるいはS字カーブぐらいに 改修をしたいと。そこに、今まであった生活用水路に、例えばその側溝を据えつけるという ことは簡単かもわかりませんけれども、これもある地区で発生していることなんです。「道 を広うしてくんさい」と、「そいどん、あそこはちょっとたんなかば買わんばいかんもんの」と、「生活用水路もああばってん、あいももうちょっと広うなかしたかばってんの」といるいろあるわけです。そこで、地域の方が「うん、そいないば」ということで、土地の譲渡を快くしてもらえば問題解決は早いんです。しかし、そのようにすべてが行くわけではないんです。

そこで、せっかくこのよい制度ができながら、地区の方は年中計画の中に生活用水路を修繕しますとか、農地道路を改修しますとかということが計画の中にうたわれておるんです。しかし、ここで用地買収が絡んでくるわけです。先ほども言いましたけれども、農地・水・環境保全のその資金で用地買収はだめですと言われたと、そのような場合は、行政は私たちにどのように指導されるんですか、お尋ねいたします。

議長(杉原豊喜君)

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

事業において、用地の買収についてはこの農地・水・環境保全の資金を充てることはできないということになっておりますので、そこについては地元で調整をお願いしたいということでございます。市道については買収しておりますが、農業用道路それから水路については、用地については市のほうからは見ておりません。

議長(杉原豊喜君)

14番小栁議員

14番(小栁義和君)〔登壇〕

私が説明したとおりに、今、部長がお答えになられたと思います。せっかく生活用水路をきれいにしますと、そして農道もきれいにしますと、ここに用地買収もこの基金でしなさいというような一例があるならば話がいいんですけれども、ないんです。それではせっかく地域の方は計画作成をされておられるにもかかわらず、実施実行ができないということじゃないですか。しかし、この環境を守るということから、ぜひこの対策を、救済措置とでも言うんですかね、を考えてみてもらいたいと私は強くお願いをいたします。

それから、この関係者の方の悩みの最後になりますけれども、この農地・水・環境保全については、書類作成が非常に多いと、簡素化してくいろと。これも、私、県の関係者の方に「この苦情はいっぱい来ております」と言って、「できるだけ努力いたします」という答えをもらっておりますけれども、本当に1事業するなら、施工前の写真、施工中の写真、施工後の写真、この3つで私はいいんじゃないかと思うわけですよ。うそを言っているわけではございませんから。

というふうなことで、これも行政の方に強くお願いをし、そして最後になりますが、この 5年間の事業ですけれども、5年後はどうなるか先はわからんというお答えかもわかりませ んが、5年後はこの事業も存続されるのかお尋ねします。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、書類が非常に煩雑であるといったことに関しては、私もそのとおりだと思いますね。 私もある意味3枚の写真でいいと思っています。ただ、これは国より提出書類の様式が定め られておるわけですね。やっぱり補助金にはきちんと書かんばいかんでしょうと、これはこ れでわかります。しかし、余りにもやっぱり膨大で、その書類を作成することに御負担をか けているといったことから、事務の簡素化については、県の会議に1回言うてみようと思っ ています。そいで他市長等、これも同じ悩みを抱えておられますので、農林水産本省にきち んと言おうと思っております。これが、まず1点です。

それと、5年後継続されるのかと。事務方の答弁ば見よっぎわかりませんて書いてあっぱってんですね、恐らく、私は延長になると思います。基本的に農政の根本というのは、多分3年で終わりとか5年で終わりとか、そういうものじゃないと思います。一たん始めたものについては、やっぱり農林水産省もそれは継承しながら続けると。しかし、これでいいのかといったことについては、私は農林水産省の中に2人も副大臣の出とんさあけんね。その副大臣も「これで本当にいいのかな」て言いよんさっわけですね。だから形を変えながらも、この新農地・水・環境保全向上対策事業というのは、私は引き継がれるというふうに理解をしております。

議長(杉原豊喜君)

14番小栁議員

14番(小柳義和君)〔登壇〕

最後の締めには市長さんからぴしゃっとまとめてもらいました。ありがとうございました。 次の私の通告であります、校区外入学制度についてお尋ねをいたします。

この校区外入学制度の質問をするに当たって、子供さんを持つある保護者から相談を受けたから一般質問するんです。相談者の家庭事情から説明しますと、ひとり親家庭であり、子供2人の家族構成であり、相談者及び母親は昼間仕事に行き、子供2人は保育園に預けておられます。

今後、長女が小学校へ入学するとのこと。相談者の仕事帰りと、子供さんが帰宅する時間に時間差があるため、今でも、保育園に行っていない時間は保護者の親が面倒を見ておられるとのことで、子供だけで家にいるのは危険であり、校区外入学ができないものかと相談でありました。そのような小さなこともありましたけれども、そこで私は、できると思うので教育委員会に出向いて相談してくださいと言ったわけです。その結果、相談者は何回か教育委員会をお訪ねされ、しかし答えが一転二転し、ときには係の方が留守で出直しがあったそ

うです。

そこで、武雄市立小中学校の通学区域に関する規則ということを見てみますと、第1条が趣旨でありまして、第2条が小学校の校区、第3条が中学校の校区、第4条が校区内通学、第5条に校区外就学、第6条が勧告となっておりますが、第5条に、「小中学校に入学をしようとするもの、または在学するもので、やむを得ない事情があるものは、前条の規定にかかわらず武雄市教育委員会の許可を得て、所属校区外への小中学校にそれぞれ入学をし、または在学することができる」と規則があるわけであります。そこで私の質問は、武雄市立小中学校の通学区域に関する規則の第5条に、やむを得ない事情があると入学できるとなっているが、やむを得ないあるいは特別な事情とはどのようなことを意味するかお答えを求めたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

浦郷教育長

浦郷教育長〔登壇〕

お答えいたします前に、教育委員会の対応のあり方について御不満があられたということ もおっしゃいましたので、その点についてはまた十分注意していきたいと思います。

やむを得ない事情ということで、許可している事項でございますけれども、4項目ほどご ざいます。

1つは、住宅を新築、購入、転居予定して、事前にその学校に通学する場合に、まだ前の学校にいるという場合はどうしても、そこに数日なり数カ月のずれがありますので、そういう場合はやむを得ないとしております。それから、現住所の住宅を解体したり、新築したりするために、ほかのところから学校に通うという場合に、いたし方ないことかと思います。それから、心身に障害を有し、指定学校に特別支援学級を有していないため就学することができない場合と。できるだけ特別支援学級をその学校にも設置しようとするわけですけれども、それができなかった場合、別の学校への就学ということです。それから、4番目に、ほかにも保護者の申し立てにより、就学区域の変更を許可することが教育上妥当と認められる特別の事情があると教育委員会が判断した場合と。この例といたしましては、例えば、今いるいろ問題になっております不登校であったり、いじめであったり、どうしても保護者の方等々と協議した上で、学校区域外就学の形で対応したほうがいいんじゃないかと。こういう判断をした場合、こういう場合に区域外の就学を許可しているという状況でございます。

議長(杉原豊喜君)

14番小栁議員

14番(小栁義和君)〔登壇〕

どうもありがとうございました。今、教育長細部にわたって説明を受けましたけれども、 私個人で言わせれば、その住宅、あるいは変更、あるいは体に不自由とかいうようなことが おっしゃられますけれども、私の解釈ではやむを得ない事情というものについては、ちょっと今教育長との意見が違いますけれども、そのようにやむを得ない事情があるものとは、私は住民の皆様、保護者の皆様に、もうちょっと詳しく説明してもらいたかったなと。保護者が選ぶ学校であって、これは私のあくまでも意見です。があって、家庭事情や子供がなじまない学校があるならば、自由に好きな学校を選ばせることも大切だと私は思うわけです。だれでもが即入学できるものでもなく、その規則の下に新しく細則でも設けて、その基準に適すれば校区外入学ができるように、私は希望をいたします。

皆様方も御承知のとおり、佐賀新聞に佐賀市の小学校特区校制度というものが記載されておりました。その内容は、佐賀市の小学校特区校制度についてということで、校区外からでも一定の条件で小学校に越境入学の制度が、市周辺部のある小規模の児童増加を目的に2006年から過疎化・少子化対策として導入されたと。そして、ここにあります。しかし、導入2年で利用者が1名であったとか。しかし、私住んでいるところは周辺部でございます。だからその辺も私はかんがみてみれば、小学校の1クラスあるいは1クラスもできない、いずれは武内町は分校になるんじゃなかろうかという私は心配を持っております。そのようなところからでも、その周辺部対策とでも申しますか、というようなことで教育委員会も考えてもらいたいと思うわけでございます。

いろいろと、私も、佐賀県の通学区域外を、あるいは各県のこともちょっと調べさせていただきましたけれども、宮崎県なんかは非常にきめ細かに書いてあります。教育長に最後にお願いいたしますけれども、やはり、その保護者の身になって、ことを考えてもらいたいと。地域性のことはまだ二の問題と私は思います。保護者が、どのようなことでお願いをされているかということを吟味して対応してもらいたいと思います。

その次に、私の10年後の夢を描く武雄市総合計画についてということで、自然環境の保全と活用の項目で、10年後の目標とし、松浦川における親水施設整備箇所がゼロから3カ所となっておりますが、松浦川にどのような親水施設構想を描いておられるか。着実に進んでいる松浦川の拡幅工事として、真西橋も新しくかけかえられ、その下流部の一部の工事も進んでおりますが、真西橋より上流部についての今後の計画はどうなっているか。これも、住民の皆さん方は「まだ用地買収の話も全然ばい。ほんなこてその真西橋から上流はでくっとや」というような、私に問いかけもあっております。そこで、執行部は、県の関係機関にどのようにお願いされているか答弁を求めます。

議長(杉原豊喜君)

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

今の松浦川の工事の進捗状況をパネルを使って御説明したいと思います。 (パネルを示す)

議員の皆様のお手元に図面をお配りしていると思いますけど、このブルーが今の事業計画 区間のところです。それで、これはちょっと図面的には北が上になっております。ですから、 流れとしては下から上に流れるような図面になっております。

それで、ここが萩ノ尾堰というのがあるわけですが、ここから下流が国の直轄区間でございます。ですから、これから上流部にきまして、こっちは鳥海川のほうですね。ここの沈橋までの6.2キロ、それとこの鳥海川のほうのこの部分が1キロあるわけですが、合計の7.2キロ、これが今回の松浦川の事業区間でございます。

それで、今現在の進捗状況でございますが、この直轄の萩ノ尾堰のところから、これは真西橋といいまして、これをこっちのこう右のほうにこう行けば武雄北中学校のところですね。ここが、真西橋と言いますけど、ここのところ大体ここら辺までの用地買収がおおむね済んでいると。おおむねと言いますのは、途中に相続関係でちょっとこみいった土地がございまして、その分が一部済んでいないだけで、あとの用地買収は済んだと。それで、工事につきましても、この真西橋のかけかえ、こういうなとが終わって、それに伴うところの樋管あるいは河道掘削というのは大体済んでいると。そして、今現在やっているところといいますのは、真西橋のちょっと下流のほうの、これが県道の相知・山内線ですけど、相知・山内線と隣接するようなところがあるわけですが、ここのところを今ちょうどやっているというところです。それで進捗率としましては、今、大体用地買収が済んだ、そしてここの橋が済んだというぐらいで、おおむね30%というところでございます。

それで、議員が今お尋ねの真西橋から上流のほうだということでございますが、これは、まず、県としては河川は下流からだということで、下流を本当は済ませたいわけですが、県の直轄の分のこの緑の区間、ここがまだ設計ができていないわけです。それで、県はこっちが済まんことには、なかなかこっちの県のほうの工事に入りづらいということから、今、なかなか進まないという状況です。ただ、市としましてはどんどん進むようにしてくれと、用地がここまでしかまだ大体済んでいませんので、これから上の分でも早くやってくれということでの要望はしております。そういう状況です。

議長(杉原豊喜君)

14番小栁議員

14番(小柳義和君)〔登壇〕

今、部長が一生懸命説明をされました。確かにそこまでは私も認識をしておるわけでございます。常襲水害地対策委員で小池委員長を中心にし、その萩ノ尾堰から下もぜひお願いしますと国土交通省にお願いをした事実があります。また、その松浦川に関係する牟田議員とも、「今度は伊万里の議員のほうにもお願いしに行こうの」というようなことも話し合いをしています。しかし、私が、今回一番強く質問をしているのは、真西橋からの上流は計画どおり、計画というものは予定ですけれども、計画どおりになされるのかなと。時間とともに

消え去っていくんではなかろうかという心配が関係者にはあられるんです。今、その河川に 隣接する田畑を持っておられる方は、今のところは快く譲渡しますよというような意見、 「早うしてくいやい」というのが、今、武内の関係者なんです。それが、先ほど申し上げま したけれども、時間とともに「もうせんてばん」と、「のうなったてばん」と、こうなれば、 今、一生懸命協力しようとする住民の方に対しての裏切りだと私は思うわけでございます。 だから、私はそこを強く聞きたかったわけでございます。

そのように、親水公園の3カ所とかあるいは私がこの一般質問するたびにこの松浦川と県道はお願いをしてきております。その松浦川にも、いろんな計画の中に水辺空間とかサイクリング道路とかいろんな夢のようなことが書いてあります。夢が実現すれば正夢に変わるんではなかろうかと私は思います。というようなことで、松浦川はこのくらいで次に移らせていただきます。

次は、武内町を東西南北に走っている県道、わかりやすく言えば武雄伊万里線。柚ノ木原を通っていく武雄伊万里線。そして、相知山内線。これが、東西南北に走っております。これも、赤穂山のトンネルの開通とともに、少しずつではありますけれども県道の拡幅工事は着実に進んではおります。しかし、この1年半ばかりに、私は武内町で県道の拡幅工事がされているところをまだ一回も目にしておりません。そのようなところで、これも、もう本当に武内の区長会あるいは公民館、どこに行ってでも「道ば広うなかしてくいろ」と、「ほんなこてお前はお願いしようとや」と、ここまで言われるんですよ。

参考でありますけれども、これは、武内駐在所の方が平成19年1月から10月までの事故発生マップということをお配りになっております。それにおいて、今、人身事故が12件あっております。それから、物損事故が15件あっております。詳しく申し上げますと、事故場所は、赤穂山トンネルから道路拡幅工事をしてもらったその下で6件起きております。馬場の交差点で1件、それから梅ノ原の交差点で1件、柚ノ木原の道路で5件、そして相知山内線においては多々良入り口で3件、それから亀ノ甲で3件、それから梅ノ原から海正原で1件、そして海正原から西梅野で1件と。まだあります、県道相知線で6カ所、1カ所、2カ所、1カ所と。このように、私はいつかもヒヤリハットというようなことで御質問をさせていただきました。これは、65歳の方が旧武雄市においてどこでヒヤッとされたか、どこでドキッとされたかと、そしてどこが一番危険な場所かということのドライバーの立場で、というようなことで質問させていただきましたけれども、そのときに、強く私がお願いしたのは、他町は交差点での事故が多いけれども、武内町においては線で多いんですよと、点ではないんですよと、線が多いんですよと、線で事故が起こるということは、道路の幅員が狭いからなんですよというふうなことを強くお願いをいたしました。

そのようなことで、また、一部分が道路が広くなって、裏道街道というふうなことで、 小・中学校の登下校時が非常に交通量が多くなっていると、それはそうだと私は思います。 そして、これは特に住民の皆様の声です。「朝の登校時に、武雄方面から伊万里方面への出勤の時間と重なり、歩道のないところで子供と車の離合時にヒヤッとするのを何回となく見かける」と。また「武雄駅も新しくなあもんの」と、「伊万里方面から武雄駅までの最短距離は武内を通ったほうが一番速かもんの」と、こういうふうな御意見も聞いとるわけです。私は、いろんな角度で、県道について先ほど申しましたように、一般質問してまいりましたけれども、本当に、市はその道路について、県のほうにお願いをしておられるかということについてお尋ねいたします。

議長(杉原豊喜君)

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

議員おっしゃられるとおり、地元からも要望があっております。今年度だけで見ましても、地元のほうからは旧武雄市武内町のほうからの要望が今年度で4回あっております。それで、この山内町のほうでは、県道に関する分で2回地元のほうからの要望があっております。それで、そういうふうな要望があっておりますので、市としても地元の方、役員さんたちと一緒になって、土木事務所のほうに要望に行ったという経緯はございます。ちなみに武内のほうでは、赤穂山トンネルをおりて、それから武内の農協のところを通って柚ノ木原のほうに行く、あの通りの要望が2回あっております。ですから、それは県道ですけど、それにつきましても土木事務所のほうに、地元の役員さんたちと同伴で要望に行ったという経緯がございます。

議長(杉原豊喜君)

14番小栁議員

14番(小栁義和君)〔登壇〕

ありがとうございました。武内の区長会も、本当に武内はその県道あるいは松浦川に対しては、各地区、地区単位で要望をされていると。しかし、区長会としては「何でもかんでも頼んじゃあいばん」と、「まず一番口武内はどこからしようか」というような区長会の統一と言いますか、まとまった言葉も耳にしておるわけでございます。

最後になりますけれども、幹線バスについて質問をさせていただきます。

幹線バス、路線バスについて、11月19日に文化会館において武雄市地域公共交通会議が開催されましたが、その日には、私も出席しなくてはいけませんでしたけれども、会派の視察研修により欠席をさせていただきました。後に、その交通会議の資料をいただきました。そして、武雄市総合計画の中で、幹線バス路線の民間事業者による維持運営の促進が主な事業となっているが、このような会議がなされるというのは、市民病院ではありませんが、これは、廃止路線になるんではないかと私は心配するわけでございます。

そこで、今のような路線変更をし、いろんなコースをつくられるということも耳にはして

おります。路線バスの組みかえといいますか、しかし、利用者というものは、距離が長くな れば長くなるほど乗客者は減るということは御存じだと思います。大体バスの時間で、お客 さんが耐えられる時間は、40分ぐらいと聞いております。その後あくびしたい、用を足した りというふうなことで、いらいらが発生するらしいです。そのようなことで、バス路線変更 に伴って距離延長が乗客者の皆さんに生じたならば、逆効果になるんではないかと。これは 私個人の意見ですけれども、それよりも、私は、町単位のNPOでも立ち上げて運営をさせ ていただきたいと。これは、私、この場に来る前から武内町を今後どうするかということに ついていつも考えていたわけです。事例を申し上げますと、ある県の山間地においては、事 業費が8.000千円において、そして、運営をして採算のとれる事業がなされていると。運行 区域においては、非常に乗客が多いときには25人あるいは30人乗りぐらいのマイクロバスを 運行させて、昼間においては小さな車にかえて、電話1本でその家まで行ってすると。とい うようなことを実施させておられますけれども、これは市長さんにぜひお答え願いたいと思 いますが、先ほどから申し上げておりますけれども、かえって、バス路線を長くした場合に は乗客者が減るということを、私はもう、こう言い得ると思います。「武内から山内回って 今山、三間坂通って武雄まで行かんばらんとや」と。早く言えば、お客さんというのはこの ような時代では、一番最短距離を通りたいというとが本当だと私、思うわけです。そのよう なことで、NPO等によるボランティア有償運送の実施実現について考えておられるか、い ずれはそうなるだろうかということについて市長のほうに答弁を求めたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私も、路線バスの件に関して申し上げますと、小栁議員と全く同感であります。40分でなくて、私の場合は多分20分ぐらいだと思います。そういう意味で路線バスが長くなればなるほど、ただでさえ、今、一番乗っとんされんバスが1日3.6人なんですね。それをさらに長くすると、もう0.何人になるかもしれない。そうなってきたときに、先ほどおっしゃったように、NPO法の改正に伴って、武内でも、お一方認定のNPOになられておりますので、そういった方々がどんどん活躍、活動できるような場をつくっていきたいと思っております。そのときは、ぜひ小栁議員も武雄自動車学校におられておりまして、その辺の知見は、私の数百倍あられると思いますので、ぜひ、そういうふうに運営そのものについては、これは民が主体となって、地域の抱える事情というのはやっぱり行政ではなかなか手が届きません。ですので、民で、武内町で「ここは走らすっぎんたこがん乗ってくんさっぱい」とか、「この路線があれば、これはこういうふうに立ち上げる」と、ぜひ小栁議員中心になって、また、いろいろ我々にこういった制度の紹介とか、県につなぐというのは我々得意分野でありますので、ぜひ、これは共同して、これこそ本当に市民協働であると思いますので、ぜひよろし

くお願い申し上げたいと思います。趣旨については、賛同をしております。

最後になりますけれども、先ほどおっしゃられたとおり、例えば大阪府の枚方市、これは高槻の横にありますけれども、枚方市はだんだん路線バスがやっぱり赤字で、有償ボランティア、NPOですけれども、それが、ボンゴとかこう走らせようわけですね。そういうふうに、どんどん切り替わってもうきている。これは、もうそういう都会でもそうなっていますので、社会の趨勢だと思います。そういう意味で、私はだんだんそれが主体になっていくんではないかなというふうに考えております。

議長(杉原豊喜君)

14番小栁議員

14番(小柳義和君)〔登壇〕

ありがとうございました。私も、本当に行政の指導を仰ぎ、町民が中心となったバス運行をすべきではないかと考えておるわけでございます。

これをもちまして、私の12月議会の一般質問を終わらせていただきます。